

貸借対照表

令和 5年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	5,254,362,996	5,360,485,850	△ 106,122,854
有形固定資産	5,248,391,989	5,353,476,009	△ 105,084,020
土地	2,895,383,134	2,895,383,134	0
建物	2,036,347,871	2,129,887,583	△ 93,539,712
構築物	16,733,464	20,347,460	△ 3,613,996
教育研究用機器備品	86,932,519	95,243,690	△ 8,311,171
管理用機器備品	4,803,205	6,793,705	△ 1,990,500
図書	208,191,796	205,820,437	2,371,359
その他の固定資産	5,971,007	7,009,841	△ 1,038,834
電話加入権	1,224,672	1,224,672	0
有価証券	172,500	172,500	0
出資金	1,000,000	1,000,000	0
ソフトウェア	3,190,441	3,845,881	△ 655,440
長期前払金	383,394	766,788	△ 383,394
流動資産	358,496,171	516,371,799	△ 157,875,628
現金預金	354,598,946	490,421,957	△ 135,823,011
未収入金	3,032,561	25,124,833	△ 22,092,272
前払金	693,318	630,940	62,378
立替金	171,346	194,069	△ 22,723
資産の部合計	5,612,859,167	5,876,857,649	△ 263,998,482

負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	102,035,665	133,439,900	△ 31,404,235
長期借入金	0	21,436,000	△ 21,436,000
長期預り保証金	1,800,000	1,800,000	0
退職給与引当金	100,235,665	110,203,900	△ 9,968,235
流動負債	166,465,705	260,046,433	△ 93,580,728
短期借入金	21,436,000	42,856,000	△ 21,420,000
未払金	8,298,582	11,562,224	△ 3,263,642
前受金	131,482,550	198,679,450	△ 67,196,900
預り金	5,248,573	6,948,759	△ 1,700,186
負債の部合計	268,501,370	393,486,333	△ 124,984,963
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	9,557,385,915	9,553,709,956	3,675,959
第1号基本金	9,507,385,915	9,503,709,956	3,675,959
第4号基本金	50,000,000	50,000,000	0
繰越収支差額	△ 4,213,028,118	△ 4,070,338,640	△ 142,689,478
翌年度繰越収支差額	△ 4,213,028,118	△ 4,070,338,640	△ 142,689,478
純資産の部合計	5,344,357,797	5,483,371,316	△ 139,013,519
負債及び純資産の部合計	5,612,859,167	5,876,857,649	△ 263,998,482

注記 1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額 52,518,000 円の 100% を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法に基づく原価法である。

預り金その他の経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

4,254,578,813 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地

2,895,011,334 円

建物

2,035,781,709 円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するための必要な事項

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
関係法人	社会福祉法人むろまち会	京都市下京区	—	保育園	—	1名 (注1)	不動産の賃貸借	水道光熱費の受入れ(注2)	1,500,000	—	—
								土地・建物の貸与(注3)	7,920,000	前受金	660,000
								施設設備使用料(注4)	976,800	前受金	81,400
監事	小林一郎	—	—	司法書士・行政書士	—	—	司法書士・行政書士顧問契約(注5)	924,000	未払金	77,000	

(注1) 当学園の監事1名は社会福祉法人むろまち会の理事を兼任している。

(注2) 当学園が支払っている水道光熱費を勘案した上で協議し、金額を決定している。

(注3) 当学園所有の土地・建物を社会福祉法人むろまち会が設置する池坊保育園の園舎・園庭用に貸与し、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

(注4) 当学園所有の施設設備に関する社会福祉法人むろまち会の利用状況等を勘案した上で、覚書を締結している。

(注5) 司法書士・行政書士顧問料は、業務内容を勘案の上決定している。